

資料 1

参議院議員通常選挙の啓発に係る企画、媒体制作・  
媒体制作監理等業務

企画プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月

岩手県選挙管理委員会事務局

この企画プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、岩手県選挙管理委員会事務局（以下「県選管」という。）が実施する「参議院議員通常選挙の啓発に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、企画プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 業務内容

- (1) 業務件名及び数量 「参議院議員通常選挙の啓発に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」一式
  - (2) 募集する企画提案の内容 資料2「業務仕様書」のとおり
  - (3) 委託期間 委託契約締結の日から選挙執行日の3か月後の日まで
  - (4) 委託予定金額の上限 10,400千円以内（税込）
- ※ 予算額に変更が生じた場合は、速やかにその旨を公表する。
- また、令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

## 2 企画プロポーザル参加者の資格に関する事項

本業務に関する企画プロポーザルに参加することができるのは、下記に掲げる参加資格の要件の全て（以下「参加資格」という。）を満たしている者であり、かつ、県選管から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画プロポーザルに参加するものとし、契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県選管は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 企画プロポーザル手続等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県選管の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去5年間に於いて媒体制作等の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、県選管は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを県警察本部に照会する場合があります。

- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) 上記(8)に定める期間内に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案する者にあつては、他の共同提案の構成員となっていないこと。

### 3 企画プロポーザル手続等に関する事項

(1) 担当機関

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号  
岩手県選挙管理委員会事務局（岩手県庁 8 階）  
電 話 019-629-5238  
F A X 019-629-5224  
電子メールアドレス [DC0001@pref.iwate.jp](mailto:DC0001@pref.iwate.jp)

(2) 関係書類の交付

企画プロポーザル手続等に関する下記の書類について、岩手県公式ホームページ（トップページ「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」及び県選挙管理委員会の「お知らせ」）に掲載する。

資料 1	企画プロポーザル実施要領（本書）
資料 2	業務仕様書
資料 3	企画プロポーザル提案書作成要領
資料 4	企画プロポーザル審査要領
参考資料 1	第 26 回参議院議員通常選挙全国意識調査 調査結果の概要（公益財団法人明るい選挙推進協会）
参考資料 2	第 26 回参議院議員通常選挙 選挙前・選挙後調査（公益財団法人明るい選挙推進協会）
参考資料 3	若い有権者の政治・選挙に関する意識調査（第 4 回）調査結果の概要（公益財団法人明るい選挙推進協会）
参考資料 4	年代別投票率

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

- ① 受付期間 令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時まで
- ② 受付場所 (1)に同じ
- ③ 提出方法 原則として、電子メール又は F A X による。
- ④ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめて、岩手県公式ホームページ（県選挙管理委員会の「お知らせ」）に掲載する。
- ⑤ 回答期日 随時、回答する。最終回答の期日は令和 7 年 3 月 4 日（火）とする。  
なお、提案書等の作成及び提出に当たっては、各種質問の回答事項を確認すること。

(4) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を(1)へ持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

① 参加資格確認申請書類

- ア 【様式 1-2】 企画プロポーザル参加資格確認申請書
- イ 【様式 1-3】 会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績（パンフレット等でも可）
- ウ 【様式 1-4】 受付票
- エ 企画プロポーザル参加資格確認結果の通知用封筒一式（長型3号封筒に企画プロポーザル参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、配達記録郵便相当分の切手（特定記録郵便 210円＋定型郵便物 110円（50g以内）を添付したもの）

② 提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時まで

③ 提出場所 (1)に同じ

④ 提出方法 持参又は郵送による。

ただし、郵送の場合には、配達証明付書留郵便により提出期限までに(1)の担当機関に必着しなければならないものとする。

⑤ 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画プロポーザルに参加することができないものとする。

⑥ 参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。

⑦ 参加資格の確認結果は、令和7年3月10日（月）までに郵送により書面で通知する。

⑧ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

① 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県選管に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求められることができる。

ア 提出期限 令和7年3月12日（水）午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参による。

② 県選管は、説明を求められたときは、令和7年3月17日（月）までに郵送により書面での理由を回答する。

(7) 提案書等の提出

参加者は、別添資料3「企画プロポーザル提案書作成要領」で定める書類（以下「提案書等」という。）を(1)の担当機関へ持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、参加者1者につき1提案とし、事業提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める委託の上限額を超えないものとする。

① 提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時まで

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送による。

ただし、郵送の場合は、二重封筒とし、内封筒に提案書等及び企画プロポーザル参加資格確認結果通知書の写しを同封の上密封し、外封筒に「プロポーザル提案書」

在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便により提出期限までに必着しなければならないものとする。

- ④ 提出期限までに提出しない者は、企画プロポーザルに参加できないものとする。
  - ⑤ 一度提出した提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
- (8) 提案の無効
- (4)により参加資格が認められなかった者の提案及び下記のいずれかに該当する提案は、無効とする。
- ① 参加資格要件を満たさない者又は委託契約を締結するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者による提案
  - ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
  - ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
  - ④ その他企画プロポーザルに関する条件に違反した提案
- (9) 企画プロポーザルへの不参加
- ① 参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに、【様式1-5】「企画プロポーザル参加辞退届」を(1)の担当機関まで持参又は郵送により提出しなければならない。
  - ② ①により企画プロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県選管が実施する他の企画プロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

#### 4 受託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 審査の概要
- 別添資料4「企画プロポーザル審査要領」に基づき、審査を行う。
- なお、提案書等の内容が1の(4)の委託の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。
- (2) 審査・選考に係る委員会
- 審査は、下記により開催する審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において行う。
- ① 日時(予定) 令和7年3月24日(月)午後1時30分から
  - ② 場所(予定) エスポワールいわて 第1・2小会議室
- (3) プレゼンテーション
- 審査は、提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分以内（説明15分、質疑応答10分）とする。
- ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- (4) 一次審査
- 参加者が4者を超える場合には、県選管が、「企画プロポーザル審査要領」で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評価された4者により、委員会において提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わない。
- (5) プレゼンテーションの順序の決定及び通知

プレゼンテーションの順序の決定及び通知については、以下のとおりとする。

- ① プレゼンテーションの順序は、県選管がくじで定める。
- ② 参加者が4者を超えない場合、①の結果に基づき、プレゼンテーションの場所、日時について、参加者に通知する。  
参加者が4者を超える場合は、(4)の一次審査の結果及び①の結果に基づき、プレゼンテーションの場所、日時について、参加者に対して通知する。
- (6) 委員会の審査を基に、県選管が第1順位の受託候補者を決定する。
- (7) 県選管は、第1順位の受託候補者と契約の交渉を行う。ただし、第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の順位者と契約の交渉を行う。なお、次点の順位者が契約を締結しないときは、さらに次の順位の人と交渉することとし、以下同様とする。
- (8) 企画プロポーザルの審査の結果については、参加者に郵送により書面で通知する。

## 5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 提案書等との関係  
提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。  
ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県選管と受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (4) 追加事業  
受託候補者選定後、受託候補者が行った提案以外のものでも、県選管が必要と認めた事業について、受託候補者を介さず直接事業者等と契約を締結する場合がある。
- (5) 契約結果の公表  
県選管は、本契約について、締結の日から概ね15日以内に、関係事項を県公式ホームページにて公表する。

## 6 公正な企画プロポーザルの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画プロポーザルに参加させず、又は企画プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 7 その他

- (1) 提出書類の取扱い
  - ① 参加者が県選管に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
  - ② 提出書類は返却しない。

- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 参加者が本件企画プロポーザルに要した費用については、全て参加者が負担するものとする。
- (3) 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- (4) 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。